令和8年10月1日

保護者各位

群馬県立前橋高等特別支援学校
校　長　　藤 田　佳 子

学校で予防すべき学校感染症の出席停止について

下記の感染症にかかっている場合は、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。出席停止の期間は下記の通りですので、治癒して登校する際に、以下の証明書を学校に提出してください。

【学校において予防すべき感染症】

分 類	感 染 症 の 種 類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウィルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A(H5N1)であるものに限る) その他指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後５日を経過、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児にあっては３日)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５ 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

・・・・・・・・・・・・・・・・・　き　・・・　り　・・・　と　・・・　り　・・・・・・・・・・・・・

主治医 様

誠に恐れ入りますが、出席可能になりましたら以下の証明書にご記入の上、保護者にお渡しください。

証　明　書

群馬県立前橋高等特別支援学校長 様

年　組 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【病 名　　】

上記のものは　　月　　日より　　月　　日まで出席停止となっていましたが、他に感染の恐れがなくなったので、出席してよいと考えます。

備 考＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

医療機関名

医 師 名　　印